

## **第3編 震災対策編**



# 第1章 災害予防計画

---

## 第1節 地震に強いまちづくり

(実施担当：各課・機関)

### 第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

### 第2 主な取組

- 1 施設等の耐震性の確保、町土保全機能の増進等地震に強い町土を形成する。
- 2 地震に強い町構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地震に強い町土づくり

##### (1) 現状及び課題

県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの町土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。

エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、被害想定を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

#### 2 地震に強いまちづくり

##### (1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフラインへの依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い町の構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

##### (2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 地震に強い構造の形成

- a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- b 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図るものとする。  
なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。  
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する対策を積極的に実施するものとする。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱地盤等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を図るものとする。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーフラット等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進め

ることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震に強い町構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地盤、地質の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱地盤、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図るものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーフラット等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

(実施担当：総務課・まちづくり政策課)

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

### 第2 主な取組

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町は県と連携をとりながら、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報の収集、連絡体制の整備

##### (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。

町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### (2) 実施計画

###### ア【町が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

###### イ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

#### 2 情報の分析整理

町は、県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図り、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努めるものとする。

### 3 通信手段の確保

#### (1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

#### (2) 実施計画

##### 【町が実施する計画】

- ア 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- エ 衛星携帯電話、M C A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- カ 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

### **第3節 活動体制計画**

「第2編 第1章 第4節 活動体制計画」を準用する。

### **第4節 広域相互応援計画**

「第2編 第1章 第5節 広域相互応援計画」を準用する。

### **第5節 救助・救急・医療計画**

「第2編 第1章 第6節 救助・救急・医療計画」を準用する。

### **第6節 消防・水防活動計画**

「第2編 第1章 第7節 消防・水防活動計画」を準用する。

### **第7節 要配慮者支援計画**

「第2編 第1章 第8節 要配慮者支援計画」を準用する。

### **第8節 緊急輸送計画**

「第2編 第1章 第9節 緊急輸送計画」を準用する。

### **第9節 障害物の処理計画**

「第2編 第1章 第10節 障害物の処理計画」を準用する。

# 第10節 避難の受入活動計画

(実施担当：総務課・まちづくり政策課・教育委員会・保健福祉課)

## 第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、居住者や滞在者は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下、「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

## 第2 主な取組

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに、情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 町は住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

## 第3 計画の内容

### 1 避難計画の策定

#### (1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な地震の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要もある。

#### (2) 実施計画

##### ア【町が実施する計画】

###### (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- a 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

###### (イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法  
(避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については「第2編 第2章 第12節 避難収容及び情報提供活動」を参照)
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - (a) 納食措置
  - (b) 納水措置
  - (c) 毛布、寝具等の支給
  - (d) 衣料、日用品の支給
  - (e) 負傷者に対する救急救護

- f 指定避難所の管理に関する事項
  - (a) 避難の受入中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - 住民に対する巡回指導
    - 防災訓練等
  - (b) 災害時における広報
    - 広報車による広報
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報

(ウ) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所等をあらかじめ決めておくものとする。
  - a 家の中でどこが一番安全か。
  - b 救急医薬品や火気などの点検
  - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか。
  - d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
  - e 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
  - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか。
  - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に必要最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ 【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者等対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

## 2 避難場所の確保

### (1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所等を、あらかじめ指定しておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れができるよう配慮するものとする。

(オ) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

#### イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、町の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

## 3 避難所の確保

### (1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア【町が実施する計画】

(ア) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制

が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (ウ) 町は、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (エ) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。  
なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPGガスなどの常設に努めるものとする。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。  
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。  
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発時における避難行動要支援者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (サ) 公有地はもとより、民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (シ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れができるよう配慮するものとする。
- (タ) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、町の指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、

災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

#### 4 住宅確保体制の整備

##### (1) 現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

このため町及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定するものとする。

エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。

カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供するものとする。

#### 5 学校における避難計画

##### (1) 現状及び課題

地震発生時、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【町が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等学校の実態に即した適切な避難対策をたてておくものとする。

###### ア 防災計画

（ア）学校長等は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては、町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

（イ）学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

（ウ）防災計画には、概ね次の事項を定めておくものとする。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法

- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
  - k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
  - l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
  - m 防災訓練の回数、時期、方法
  - n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
  - o 地震発生時における応急教育に関する事項
  - p その他学校長が必要とする事項
- イ 施設、設備の点検管理
- 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。
- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
  - (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
  - (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適當か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。
- ウ 防火管理
- 地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消防用水や消火器等についても点検する。
  - (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- エ 避難誘導
- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
  - (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
    - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
    - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
    - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
    - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

## 第 11 節 孤立防止対策

「第 2 編 第 1 章 第 12 節 孤立防止対策」を準用する。

## 第 12 節 食料品等の備蓄・調達計画

「第 2 編 第 1 章 第 13 節 食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

## 第 13 節 給水計画

「第 2 編 第 1 章 第 14 節 給水計画」を準用する。

## **第 14 節 生活必需品の備蓄・調達計画**

「第 2 編 第 1 章 第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

## **第 15 節 危険物施設等災害予防計画**

「第 2 編 第 1 章 第 16 節 危険物施設等災害予防計画」を準用する。

## **第 16 節 電気施設災害予防計画**

「第 2 編 第 1 章 第 17 節 電気施設災害予防計画」を準用する。

## **第 17 節 上水道施設災害予防計画**

「第 2 編 第 1 章 第 18 節 上水道施設災害予防計画」を準用する。

## **第 18 節 下水道施設等災害予防計画**

「第 2 編 第 1 章 第 19 節 下水道施設等災害予防計画」を準用する。

## **第 19 節 通信・放送施設災害予防計画**

「第 2 編 第 1 章 第 20 節 通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

## **第 20 節 鉄道施設災害予防計画**

「第 2 編 第 1 章 第 21 節 鉄道施設災害予防計画」を準用する。

## **第 21 節 災害広報計画**

「第 2 編 第 1 章 第 22 節 災害広報計画」を準用する。

## 第 22 節 土砂災害等の災害予防計画

(実施担当：建設課)

### 第 1 基本方針

本町においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所があり、地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て、危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険・注意・警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

### 第 2 主な取組

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

### 第 3 計画の内容

#### 1 地すべり対策

##### (1) 現状及び課題

本町は、地質構造の特異性から多くの地すべり危険箇所が分布しており、当該地区は地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている。

平成 29 年 4 月 1 日現在、地すべり危険箇所は、1 箇所ある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を整備するものとする。

###### イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

###### ウ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

## 2 山地災害危険地対策

### (1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成 29 年 4 月 1 日現在ありません。

### (2) 実施計画

#### 【関係機関が実施する計画】

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

## 3 土石流対策

### (1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。現在土石流発生危険渓流は 27 游流である。

### (2) 実施計画

#### ア【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

#### イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

#### ウ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

## 4 急傾斜地崩壊対策

### (1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

- (ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
  - (エ) 農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。
- イ 【関係機関が実施する計画】  
農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、町等に緊急連絡ができるようにするものとする。
- ウ 【住民が実施する計画】  
ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

## 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

### (1) 現状及び課題

要配慮者利用施設がある地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

### (2) 実施計画

#### 【町が実施する計画】

- ア 町は、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

## 6 土砂災害警戒区域の対策

### (1) 現状及び課題

平成 29 年 4 月 1 日現在で 41 区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、県に協力しながら速やかな指定が行われる必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は 27 区域あり、区域内には住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【町が実施する計画】

- (ア) 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。  
また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
  - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
  - b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

#### (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
  - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
  - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
  - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
  - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
  - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

( f ) 救助に関する事項

( g ) その他警戒避難に関する事項

b 町は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民等に周知する。

イ 【住民等が実施する計画】

住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努めるものとする。

## 第 23 節 建築物災害予防計画

(実施担当：建設課・生涯学習課)

### 第 1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 第 2 主な取組

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物、屋外設置物の転倒等による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第 3 計画の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 現状及び課題

公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和 56 年以前に建築されたものもあり、引き続き、町耐震化改修促進計画に基づき、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るために、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【町が実施する計画】

###### (ア) 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

町有施設で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

###### (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

###### (ウ) 防火管理者の設置

学校等で「消防法」第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

###### (エ) 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

###### イ 【関係機関が実施する計画】

###### (ア) 昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

###### (イ) 関係機関は、消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

#### 2 一般建築物

##### (1) 現状及び課題

昭和 56 年以前に建築された建築物は、耐震性に乏しく、倒壊の危険がある場合があるので、町耐震化改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修を実施し、安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

## (2) 実施計画

ア 【町が実施する計画（町耐震化改修促進計画に基づく対策）】

（ア）耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき住民等に対して耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

（イ）耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

（ウ）がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

（エ）地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はこれらの制度の普及促進に努めるものとする。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

（イ）「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

（ウ）地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとするものとする。

## 3 落下物・ブロック塀等

### (1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

屋外構造物や屋外設置物による被害の安全対策について、普及啓発を図るための広報活動を行う。

イ 【住民が実施する計画】

（ア）外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

（イ）地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。なお、建設課ではブロック塀耐震補助を実施している。

## 4 文化財

### (1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

国・県指定文化財は、ほとんどが木造であるため、地震動による被害を防ぐとともに防火対策にも重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じた保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

### (2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行うものとする。

イ 【文化財所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

## 第 24 節 道路及び橋梁災害予防計画

「第 2 編 第 1 章 第 25 節 道路及び橋梁災害予防計画」を準用する。

## 第 25 節 河川施設等災害予防計画

(実施担当 : 建設課)

### 第 1 基本方針

河川施設は、地震発生時に破堤等の被災を受けることも予想されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行って安全性の確保に努める。

### 第 2 主な取組

- 1 堤防の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るための河川整備計画を進める。
- 2 出水した場合には的確な情報収集や情報提供に努める。

### 第 3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、堤防の亀裂、沈下、法面のはらみ・崩れ等が想定され、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等コンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時地震が発生した場合は、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。水害に強いまちづくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

##### (2) 実施計画

###### ア【町が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

###### イ【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

#### 2 ダム施設災害予防

町のダムは、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

そのため、町及びダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

## 第 26 節 ため池災害予防計画

「第 2 編 第 1 章 第 27 節 ため池災害予防計画」を準用する。

## 第 27 節 農林水産物災害予防計画

「第 2 編 第 1 章 第 28 節 農林水産物災害予防計画」を準用する。

## 第28節 積雪期の地震災害予防計画

(実施担当：各課)

### 第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第2 主な取組

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保をするための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 6 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 7 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 8 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 道路交通の確保

##### (1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、町、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

##### (2) 実施計画

###### ア【町が実施する計画】

(ア)町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。

(イ)住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

###### イ【関係機関が実施する計画】

地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。

###### ウ【自主防災組織・住民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

#### 2 航空輸送の確保

##### (1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的麻痺、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

##### (2) 実施計画

###### 【町が実施する計画】

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除・圧雪体制を整備するものとする。

### 3 消防活動の確保

#### (1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

#### (2) 実施計画

##### 【関係機関が実施する計画】

ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図るものとする。

イ 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行するものとする。

### 4 避難所及び避難路の確保

#### (1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

#### (2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

##### 【町が実施する計画】

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

エ 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

オ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

### 5 寒冷対策の推進

#### (1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

#### (2) 実施計画

##### 【町が実施する計画】

ア 町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スコップ等）の備蓄に努めるものとする。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討するものとする。

## 第 29 節 二次災害の予防計画

「第 2 編 第 1 章 第 29 節 二次災害の予防計画」を準用する。

# 第30節 防災知識普及計画

(実施担当：総務課・消防本部・教育委員会・保健福祉課・環境水道課・生涯学習課)

## 第1 基本方針

「自らの安全は、自らが守る」が防災の基本であり、県、町、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

## 第2 主な取組

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

## 第3 計画の内容

### 1 住民等に対する防災知識の普及活動

#### (1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

#### (2) 実施計画

##### ア【町が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、C A T V、ラジオ等のメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- c 地震に関する一般的な知識
- d 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識
- e 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- f 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「互助」の防災意識
- g 地震が発生した場合における出火防止、初期消火、救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- h 正確な情報入手の方法
- i 要配慮者に対する配慮

- j 男女のニーズの違いに対する配慮
  - k 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - l 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - m 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
  - n 避難生活に関する知識
  - o 平常時から、住民が実施し得る、概ね3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
  - p 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - q 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識
    - (a) 東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
    - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフを震源とする地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
  - r 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
  - s 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
  - t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
  - (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
  - (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。
  - (エ) 自主防災組織区域内における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する指導を推進するものとする。
  - (オ) 地区別防災カルテ等は、多くの地域住民が作成に参画することできめ細かな防災情報を掲載でき、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましいため、自主防災組織等においては、その作成・更新を積極的に行うものとする。
  - (カ) 防災マップ・ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
  - (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
  - (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- イ 【自主防災組織等が実施する計画】**
- 防災マップ・ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、防災マップ・ハザードマップ等の作成に参画するものとする。
- ウ 【報道機関等が実施する計画】**
- 報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- エ 【住民が実施する計画】**
- 住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。
- (ア) 避難路、避難所の確認
  - (イ) 発災時の連絡方法
  - (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
  - (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

**オ【企業等が実施する計画】**

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

**カ【関係機関が実施する計画】**

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

## 2 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

**(1) 現状及び課題**

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

**(2) 実施計画**

**【町が実施する計画】**

町が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設において、必ず防災訓練を実施するものとする。

## 3 学校における防災教育の推進

**(1) 現状及び課題**

保育園、小学校、中学校、高等学校（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

**(2) 実施計画**

**【町が実施する計画】**

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員（町職員を含む。）用に地震発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。

#### 4 町職員に対する防災知識の普及

##### (1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

##### (2) 実施計画

###### 【町が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項に関する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員として果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

#### 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

##### (1) 実施計画

###### ア 【町が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

###### イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

### 第 31 節 防災訓練計画

「第 2 編 第 1 章 第 31 節 防災訓練計画」を準用する。

### 第 32 節 災害復旧・復興への備え

「第 2 編 第 1 章 第 32 節 災害復旧・復興への備え」を準用する。

### 第 33 節 自主防災組織等の育成に関する計画

「第 2 編 第 1 章 第 33 節 自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

### 第 34 節 企業防災に関する計画

「第 2 編 第 1 章 第 34 節 企業防災に関する計画」を準用する。

## 第35節 ボランティア活動の環境整備計画

「第2編 第1章 第35節 ボランティア活動の環境整備」を準用する。

## 第36節 災害対策基金等積立及び運用計画

「第2編 第1章 第36節 災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

## 第37節 災害対策に関する調査研究及び観測

(実施担当：総務課・まちづくり政策課)

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が必要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

### 第2 主な取組

町は、県・各関係機関と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 【町が実施する計画】

- 1 町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- 2 国、県等が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努めるものとする。

## 第38節 観光地の災害予防計画

「第2編 第1章 第38節 観光地の災害予防計画」を準用する。

## 第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

「第2編 第1章 第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

## 第2章 災害応急対策計画

---

### 第1節 災害情報の収集・連絡活動

「第2編 第2章 第2節 災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

### 第2節 非常参集職員の活動

「第2編 第2章 第3節 非常参集職員の活動」を準用する。

### 第3節 広域相互応援活動

「第2編 第2章 第4節 広域相互応援活動」を準用する。

### 第4節 ヘリコプターの運用計画

「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」を準用する。

### 第5節 自衛隊の災害派遣

「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣活動」を準用する。

### 第6節 救助・救急・医療活動

「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」を準用する。

### 第7節 消防・水防活動

「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」を準用する。

### 第8節 要配慮者に対する応急活動

「第2編 第2章 第9節 要配慮者に対する応急活動」を準用する。

### 第9節 緊急輸送活動

「第2編 第2章 第10節 緊急輸送活動」を準用する。

## 第 10 節 障害物等の処理活動

「第 2 編 第 2 章 第 11 節 障害物の処理活動」を準用する。

# 第 11 節 避難受入及び情報提供活動

(実施担当：町民部・教育部)

## 第 1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

その際、要配慮者について十分考慮するものとする。

特に、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、要配慮者利用施設に十分配慮するものとする。

## 第 2 主な活動

- 1 避難勧告又は避難指示（緊急）を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長は必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 町長は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 町及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 6 町、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

## 第 3 活動の内容

### 1 避難勧告、避難指示（緊急）

#### (1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア 実施機関

###### (ア) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	町長	〃	〃
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	町長		

(イ) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、前表における町長の事務を町長に代わり県知事が行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）の意味

「避難勧告」とは、その地域の住民がその「避難勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。「避難指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「避難勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、報告、通知等

(ア) 町長及び消防機関の長の行う措置

a 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は指定避難所、指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 伝達方法

住民への避難勧告、避難指示（緊急）の伝達等は次によるものとする。

(a) 区長（自治会長）への連絡

避難勧告、避難指示（緊急）の伝達等は、まず該当区域の区長（自治会長）に伝え、区（自治会）組織を通じて住民に通知する。

(b) 広報車による伝達

町公用車、消防団車両で広報車として利用できる車両を関係地域内に巡回させる。

(c) 防災行政無線による伝達

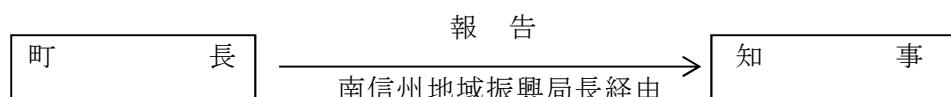
(d) C A T V による伝達

(e) 上記も含め各町村の実情で記載

c 報告（災害対策基本法第60条）

避難勧告、避難指示（緊急）の伝達等を行った場合は、直ちに知事へ報告するものとする。

（報告様式 2—1）



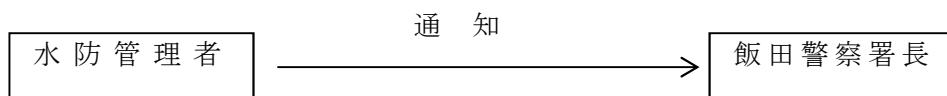
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

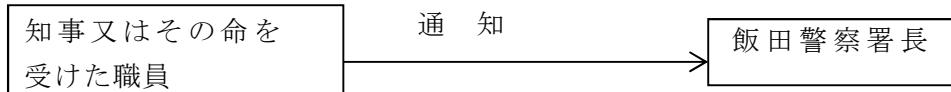
洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



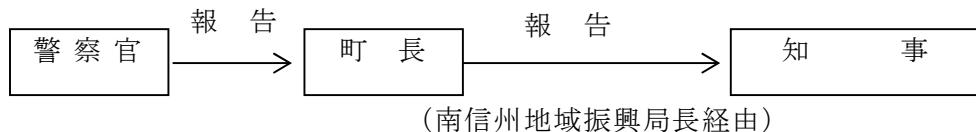
(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

- a 洪水のための指示  
水防管理者の指示に同じ
- b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）  
地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

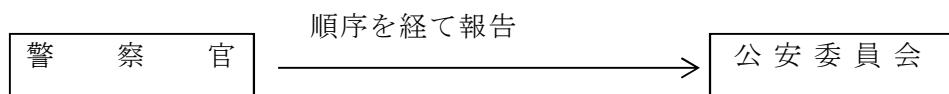


(エ) 警察官の行う措置

- a 指示  
二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。  
把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。  
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。
  - (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
  - (b) 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
  - (c) 町長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は町長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。
- この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難関係情報の伝達等を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。
- b 報告、通知  
(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

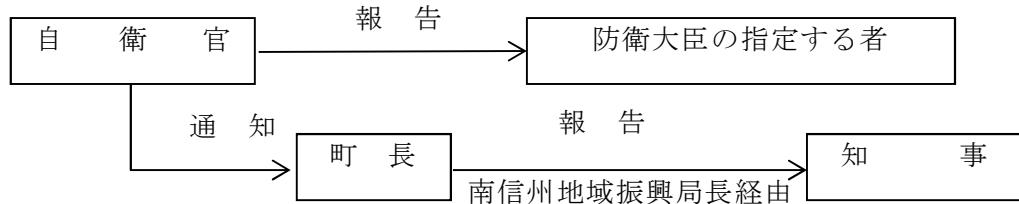


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達等の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難勧告、避難指示（緊急）を行うに際して、次の事項を明確にする。

(ア) 発令者

(イ) 発令日時

(ウ) 避難情報の種類

(エ) 対象地域及び対象者

(オ) 指定避難所、指定緊急避難場所

(カ) 避難の時期・時間

(キ) 避難すべき理由

(ク) 住民のとるべき行動や注意事項

(ケ) 避難の経路又は通行できない経路

(コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

(イ) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

(オ) 町は、町防災行政無線、レアラート（災害情報共有システム）、CATV、戸別受信機、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(カ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、CATV、戸別受信機、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情

報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに自主防災組織、住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

## 2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 町長、町職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一町長又はその職権を行う者がその場にない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示（緊急）と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難指示（緊急）が対的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難指示（緊急）より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難指示（緊急）についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難勧告又は避難指示（緊急）と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

## 3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【1（2）アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定避難所、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。

b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある

場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

- c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達を受けたときは、各避難所へ児童生徒などを避難させるものとする。  
その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておくものとする。
- g 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送するものとする。  
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行うものとする。
- h 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- i 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、南信州地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。  
状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- j 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用するものとする。
- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

#### (ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### (エ) 避難時の指導

避難員は、避難立退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

### イ 【住民が実施する対策】

#### (ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

#### (イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、前項同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあっても携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

## 4 避難所の開設・運営

### (1) 基本方針

町は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【町が実施する対策】

(ア) 町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。
- a 避難者
  - b 住民
  - c 自主防災組織
  - d ボランティア
  - e 他の市町村
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
    - (a) 介護職員等の派遣
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等
  - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健

師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

e 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

(シ) 避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

(ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、町の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行うものとする。

a 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。

b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ町に協力するものとする。

なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。

c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

(セ) 避難所のライフラインの回復に時間をおこすと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 避難所の運営について必要に応じ町長に協力するものとする。

(イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入を行うものとする。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに郡の日赤窓口・分区(町の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。

a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)

(エ) 民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、町に提供するものとする。

#### ウ 【住民が実施する対策】

避難所の管理運営について町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

### 5 避難所における炊き出しその他の食品給与

(1) 町災害対策本部は避難所の収容人員の報告に基づき、必要な米穀等を購入し、直ちに各避難場所に配給する。

(2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、「第2編 第2章 第14節 食料品等の調達供給活動」による。

## 6 指定緊急避難場所及び指定避難所等

地区別避難予定場所（被災者を収容保護する施設）別添資料編へ

### 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	想定収容人数
1	台城公園駐車場	松川町元大島 263	660 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
2	松川公園	松川町元大島 1397-3	500 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
3	双葉保育園園庭	松川町元大島 1644-2	333 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
4	松川中学校校庭	松川町元大島 3293	6,500 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
5	名子原体育館前庭	松川町元大島 2930-1	833 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
6	北部果実選果場	松川町大島 2072-1	1,000 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
7	町営グラウンド	松川町上片桐 2260	3,500 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
8	信州航空電子株式会社	松川町上片桐 800	2,133 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
9	福与保育園園庭	松川町生田 589-3	1,000 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
10	部奈公会堂前前庭	松川町生田 2935-1	333 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
11	生田グラウンド	松川町生田 5940	1,500 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
12	旧松川青年の家	松川町大島 2750-284	3,333 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
13	七帽公園	松川町元大島 1994-2	666 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
14	旧東小学校校庭	松川町生田 4734-1	633 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
15	松川中央小学校校庭	松川町元大島 3716-1	2,333 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)

### 指定避難所

NO	施設名	住所	想定収容人数
1	古町コミュニティセンター	松川町元大島 749-5	104 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
2	上新井コミュニティセンター	松川町元大島 1654	205 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
3	松川町商工会館	松川町元大島 1521-4	106 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
4	名子原体育館	松川町元大島 2930-1	210 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
5	町民体育館	松川町元大島 3592-2	1,034 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
6	上大島公民館	松川町大島 2194-2	142 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
7	上片桐改善センター	松川町上片桐 2250	166 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
8	子育て支援センターおひさま	松川町上片桐 1077	96 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
9	福与ふれあい館	松川町生田 909-1	77 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
10	部奈文化伝承センター	松川町生田 2939-1	78 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
11	生東会館	松川町生田 5940-6	88 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
12	旧東小学校体育館	松川町生田 4735	179 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
13	松川町中央公民館	松川町元大島 3720	102 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
14	名子公民館	松川町元大島 3587	95 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)
15	旧松川青年の家体育館	松川町大島 2750-284	231 人(3.0 m <sup>2</sup> /人)

### 福祉避難所

NO	施設名	住所	想定収容人数
1	コスモス松川デイサービスセンター	松川町元大島 1655	30 人(施設定員)

NO	施設名	住所	想定収容人数
2	介護センターななすぎ	松川町元大島 2002-2	15 人(施設定員)
3	デイサービスセンターひまわり荘	松川町元大島 2930-12	50 人(施設定員)
4	デイサービスセンター福本	松川町上片桐 368	10 人(施設定員)
5	ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373-1	20 人(施設定員)
6	デイサービスセンターさくら	松川町上片桐 3385-1	16 人(施設定員)
7	特別養護老人ホーム松川荘	松川町元大島 2965-1	58 人(施設定員)
8	親愛の里 松川	松川町生田 5015	54 人(施設定員)
9	アンサンブル会	松川町元大島 1339-1	60 人(施設定員)
10	ほっとハート親愛	松川町上片桐 4595-40	20 人(施設定員)

## 7 広域的な避難を要する場合の活動

### (1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、町及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### 【町が実施する対策】

- ア 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- エ 避難者を受け入れる場合、町は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

## 8 住宅の確保

### (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町及び県は相互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

### (2) 実施計画

#### 【町が実施する対策】

- ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
  - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供するものとする。
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力をを行うものとする。
  - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。

オ 周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、町に情報提供を行うものとする。

カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

## 9 被災者等への的確な情報伝達

### (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア 【町が実施する対策】

(ア) 町は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 町は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(エ) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

## **第 12 節 孤立地域対策活動**

「第 2 編 第 2 章 第 13 節 孤立地域対策活動」を準用する。

## **第 13 節 食料品等の調達供給活動**

「第 2 編 第 2 章 第 14 節 食料品等の調達供給活動」を準用する。

## **第 14 節 飲料水の調達供給活動**

「第 2 編 第 2 章 第 15 節 飲料水の調達供給活動」を準用する。

## **第 15 節 生活必需品の調達供給活動**

「第 2 編 第 2 章 第 16 節 生活必需品の調達供給活動」を準用する。

## **第 16 節 保健衛生、感染予防活動**

「第 2 編 第 2 章 第 17 節 保健衛生、感染症予防活動」を準用する。

## **第 17 節 遺体の搜索及び処置等の活動**

「第 2 編 第 2 章 第 18 節 遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

## **第 18 節 廃棄物処理活動**

「第 2 編 第 2 章 第 19 節 廃棄物処理活動」を準用する。

## **第 19 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動**

「第 2 編 第 2 章 第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

## **第 20 節 危険物施設等応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 21 節 危険物施設等応急活動」を準用する。

## **第 21 節 電気施設応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 22 節 電気施設応急活動」を準用する。

## **第 22 節 上水道施設応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 23 節 上水道施設応急活動」を準用する。

## **第 23 節 下水道施設応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 24 節 下水道施設応急活動」を準用する。

## **第 24 節 通信・放送施設応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 25 節 通信・放送施設応急活動」を準用する。

## **第 25 節 鉄道施設応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 26 節 鉄道施設応急活動」を準用する。

## **第 26 節 災害広報活動**

「第 2 編 第 2 章 第 27 節 災害広報活動」を準用する。

## **第 27 節 土砂災害等応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 28 節 土砂災害等応急活動」を準用する。

## **第 28 節 建築物災害応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 29 節 建築物災害応急活動」を準用する。

## **第 29 節 道路及び橋梁応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 30 節 道路及び橋梁応急活動」を準用する。

## **第 30 節 河川施設等応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 31 節 河川施設等応急活動」を準用する。

## **第 31 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動**

「第 2 編 第 2 章 第 32 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動」を準用する。

## **第 32 節 ため池災害応急活動**

「第 2 編 第 2 章 第 33 節 ため池災害応急活動」を準用する。

## **第 33 節 農林産物災害応急体制**

「第 2 編 第 2 章 第 34 節 農林産物災害応急活動」を準用する。

## **第 34 節 文教活動**

「第 2 編 第 2 章 第 35 節 文教活動」を準用する。

## **第 35 節 飼養動物の保護対策**

「第 2 編 第 2 章 第 36 節 飼養動物の保護対策」を準用する。

## **第 36 節 ボランティアの受入体制**

「第 2 編 第 2 章 第 37 節 ボランティアの受入体制」を準用する。

## **第 37 節 義援物資及び義援金の受入体制**

「第 2 編 第 2 章 第 38 節 義援物資及び義援金の受入体制」を準用する。

## **第 38 節 災害救助法の適用**

「第 2 編 第 2 章 第 39 節 災害救助法の適用」を準用する。

## **第 39 節 観光地の災害応急対策**

「第 2 編 第 2 章 第 40 節 観光地の災害応急対策」を準用する。

# 第3章 災害復旧計画

---

## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

「第2編 第3章 第1節 復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

「第2編 第3章 第2節 迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

## 第3節 計画的な復興

「第2編 第3章 第3節 計画的な復興」を準用する。

## 第4節 資金計画

「第2編 第3章 第4節 資金計画」を準用する。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

「第2編 第3章 第5節 被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

## 第6節 被災中小企業等の復興

「第2編 第3章 第6節 被災中小企業等の復興」を準用する。

## 第7節 被災した観光地の復興

「第2編 第3章 第7節 被災した観光地の復興」を準用する。

# 第4章 東海地震に関する事前対策活動

---

## 第1節 総則

### 第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

### 第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

### 第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に關し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「第1編 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

## 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

(実施担当：各部)

東海地震に関連調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられてから地震が発生するまでの間、又は警戒宣言が解除されるまでの応急活動体制について定める。

### 1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
  - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
  - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認
  - ウ 管理している施設の緊急点検
  - エ 公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策

### 2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「町地震災害警戒本部」を設置し、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 町内における地震防災対策の実施

### 3 防災関係機関の体制

#### (1) 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- イ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- ウ 管理している施設の緊急点検

#### (2) 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

## 第1 東海地震に関連する情報時の体制

### 1 配備体制

- (1) 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じて必要な配備体制をとり次の業務を行う。

### 配備基準

情報名	配備体制	本 部	配備職員	活動内容
東海地震に関する調査情報（臨時）	事前準備 （第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所属長の指示により活動</li> <li>○東海地震に関する調査情報（臨時）の収集及び伝達</li> <li>○準備行動の開始</li> </ul>
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制		全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報</li> <li>○地震災害警戒本部設置の準備</li> <li>○地震防災応急対策の準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言が発せられた際の対応等確認</li> <li>・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認</li> <li>・管理している施設の緊急点検</li> <li>・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策</li> </ul> </li> </ul>
警戒宣言及び東海地震予知情報	第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制	地震災害警戒本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部の設置</li> <li>○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達</li> <li>○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告</li> <li>○市町村内における地震防災対策の実施</li> </ul>

※「地震予知情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

- (2) 安心情報である旨も併せて明記された東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表されたとき並びに警戒宣言が解除されたとき又は他の体制に移行したときは、配備体制を解除するものとする。
- (3) 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報・警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により定められた場所に参集する。

## 2 参集場所

配備職員は、役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従うものとする。

## 第2 地震災害警戒本部の設置

### 1 設置基準

町長は、東海地震予知情報及び大震法第9条に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、大震法第16条の規定に基づき、地震災害警戒本部を設置する。

## 2 廃止基準

- (1) 災害対策基本法第23条第1項に基づき災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 大震法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき。
- (3) 東海地震予知情報の解除が伝えられたとき。

### 3 設置場所

- (1) 地震災害警戒本部は、原則として役場大会議室に設置する。  
(2) 地震災害警戒本部が設置されたときは、役場正面玄関に「地震災害警戒本部」の標識を掲げ、併せて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。

### 4 所掌事務

- (1) 東海地震注意情報が発せられたときは、次の応急対策を行う。
- ア 注意情報の住民への伝達及び広報、地震防災上必要な情報の収集及び伝達、県及び防災関係機関との情報の共有化
  - イ 警戒本部設置の準備
  - ウ 地震防災応急対策の準備
  - エ 施設等の点検・安全措置の準備
  - オ 消防団員の配備等、地震発生後の応急措置に向けた準備
  - カ 社会的混乱の防止措置
  - キ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
  - ク 必要に応じて要配慮者等の避難のための指定緊急避難場所及び指定避難所等の準備
  - ケ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (2) 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられたときは地震災害警戒本部を設置し、次の地震防災応急対策を行う。
- ア 警戒宣言及び地震予知情報の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
  - イ 南信州地域振興局等県関係現地機関及び防災関係機関との地震防災応急対策の連携
  - ウ 避難勧告・避難指示（緊急）
  - エ 警戒区域の設定
  - オ 消防、水防等の防災応急措置
  - カ 食料、医薬品、確保準備
  - キ 自主防災組織の地震防災活動の指導及び連携
  - ク その他、地震防災上必要な措置

### 5 地震災害警戒本部の組織及び運営

地震災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

地震災害警戒本部組織図

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	各課等の長
本部職員	本部員を除く町職員

#### (1) 職務・権限

- ア 本部長
  - (ア) 町長を本部長とする。
  - (イ) 本部長は、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。
- イ 副本部長
  - (ア) 副町長・教育長を副本部長とする。
  - (イ) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ウ 本部員

(ア) 本部員は、会計管理者、総務課長、まちづくり政策課長、議会事務局長、産業観光課長、建設課長、環境水道課長、住民税務課長、保健福祉課長、こども課長、生涯学習課長の職にあたる者をもってあてる。

(イ) 本部員は、所属の各部を指揮監督する。

(ウ) 本部長、副本部長に、事故があるときは、本部員のうち上席職員がその職務を代行する。

## エ 部及び班

(ア) 地震災害警戒本部に部及び班を置く。

(イ) 本部職員を部及び班員とする。

(ウ) 部及び班の名称及び事務分掌は、「第2編 第2章 第3節 非常参集職員の活動」とおりとする。

## オ 職員の服装

災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

## (2) 本部員会議

地震災害警戒本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。

### ア 本部員会議の運営

(ア) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

(イ) 本部員会議は、本部員2人の参集をもって会議の開催をすることができる。

### イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長もしくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること。

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(ウ) 避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定に関すること。

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。

(オ) 自衛隊、県及び他市町村への応援要請に関すること。

(カ) 災害対策経費の処理に関すること。

(キ) 「災害救助法」に準じる事務に関すること。（「大震法」第27条）

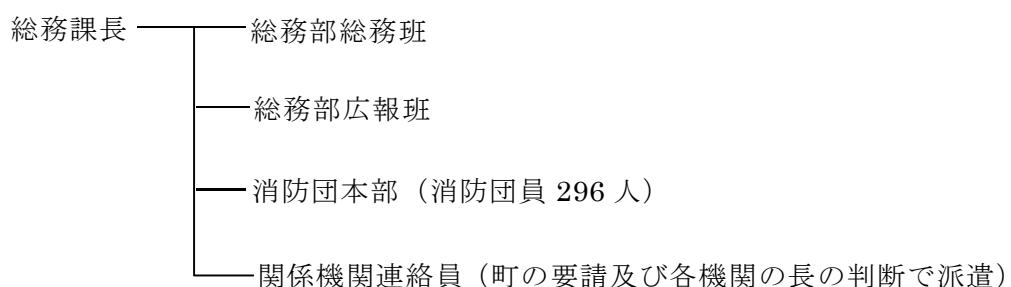
(ク) その他災害対策の重要事項に関すること。

## (3) 地震災害警戒本部事務局

本部長は、地震災害警戒本部の設置と同時に本部運営及び地震防災応急対策活動を円滑に行うため、地震災害警戒本部事務局を設置する。

### ア 地震災害警戒本部事務局の組織

#### 地震災害警戒本部事務局



### イ 総務班の任務

(ア) 本部員会議の庶務

(イ) 情報収集・伝達

a 電話、駆け込み、県防災行政無線、町防災行政無線、アマチュア無線からの情報受信、受理

b 入手情報の集約、区分、決済、提示、地図への記入

c 県への速報等の報告

### ウ 広報班の任務

(ア) 町防災行政無線同報系、有線放送、車両等による住民への広報

(イ) マスコミ、関係機関への情報提供・発信

エ 消防団本部の任務

(ア) 消防無線による情報収集及び伝達と地震災害警戒本部事務局への報告

(イ) 消防団の指揮・監督

オ 関係機関連絡員の任務

地震災害警戒本部からの要請又は各機関の長の判断により、関係機関連絡員を派遣する。派遣の際は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(4) 地区対応班

地震災害警戒本部長は、情報収集等次の事項を行わせるため、地区派遣職員を各地区の本部へ派遣する。

ア 地震関連情報等の受理及び住民等への伝達

イ 避難誘導等、住民の安全確保

ウ 自主防災活動の実施状況の把握と地震災害警戒本部への報告

エ その他、本部の指示に基づく任務

## 6 職員動員・配備計画

本項は、地震防災応急対策活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

(1) 配備指令

ア 町長は、東海地震注意情報が伝達されたときは、地震防災応急対策に対処するため、全職員に対し第2非常配備指令を発令する。

イ 東海地震に係る配備指令は次のとおりとする。

「東海第〇配備指令」と発令

(2) 配備指令の解除

ア 町長は、東海地震に関する情報の解除が伝えられた場合には、配備指令を解除するものとする。

ただし、警戒宣言が解除になった場合については、残務が概ね終了するまで地震災害警戒本部の体制を継続する。

イ 警戒宣言発令中に地震が発生した場合は、以下のとおりとする。

(ア) 震度5弱以上の地震 災害対策本部緊急活動体制へ自動的に移行

(イ) 震度4以下の地震 原則として地震災害警戒本部の体制を継続

(3) 配備指令の方法

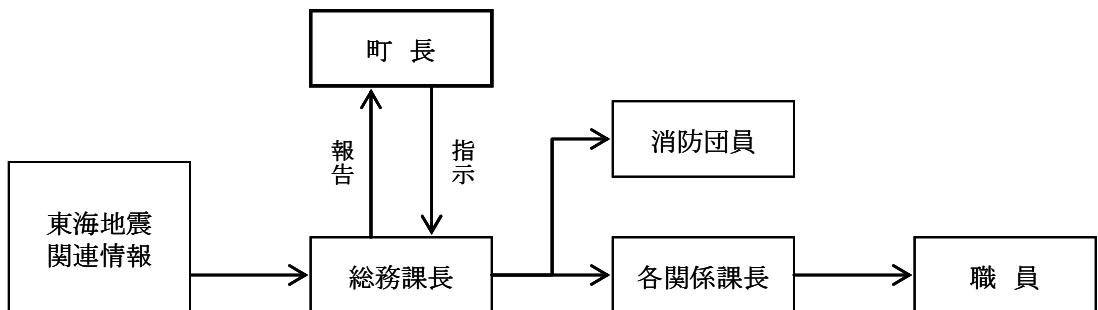
ア 配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等を活用して、職員に配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

イ 特に勤務時間外や外出中の職員への配備指令の伝達は、防災行政無線、電話、有線放送、使徒などから最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。

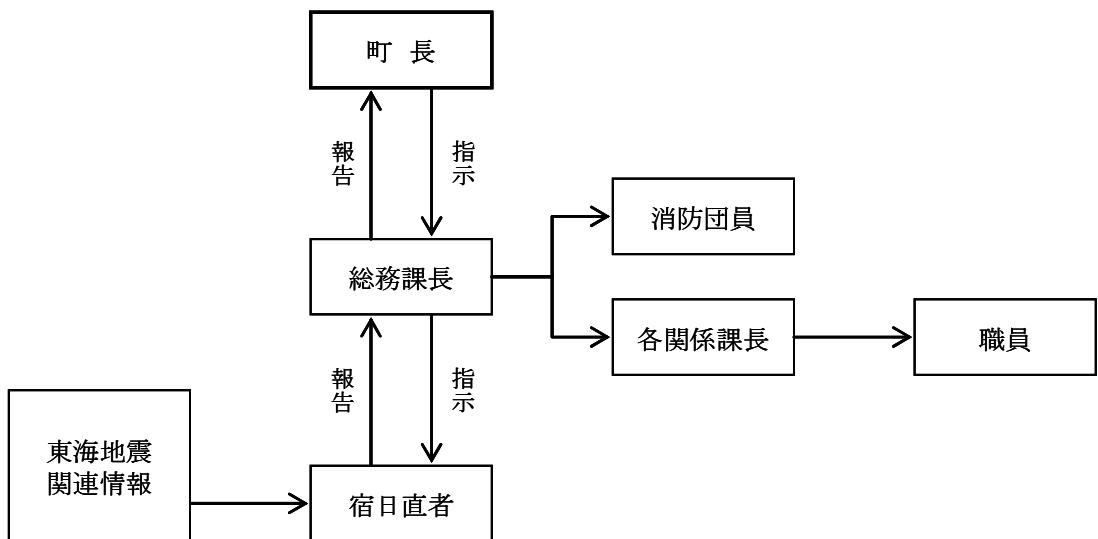
ウ 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努めるとともに、テレビ、ラジオ等からの情報を入手した場合は、配備基準に基づき自主的に収集するものとする。

## 配備指令伝達系統

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



## 7 職員の心構え

- (1) 職員は、報告、要請、指示、連絡等の内容について、特に軽易な内容を除き、正確に記録しておくものとする。
- (2) 上記(1)の記録は地震防災応急対策が完了し不要になるまで、地震災害警戒本部もしくは地区防災班において保存しなければならない。

## 8 消防団の活動

### (1) 任務分担

- ア 広報並びに情報の収集及び報告
- イ 消火、救助活動の出動体制の確立
- ウ 火気使用の自粛を住民に伝達するための巡回
- エ 水利の確認と確保
- オ 住民の避難誘導

### (2) 配備指令

団長は消防団本部、その他団員は所属する分団庁舎へ全員配備

## 第3節 情報収集・伝達計画

(実施担当：地震災害警戒本部事務局、各部)

### 第1 基本方針

情報の収集・連絡及び広報活動は、全ての地震防災応急対策の根幹となるものである。町及び関係機関、住民、自主防災組織、各事業所等が連携の強化、情報の共有化を図ることを基本として、情報収集・伝達について必要な事項を定める。

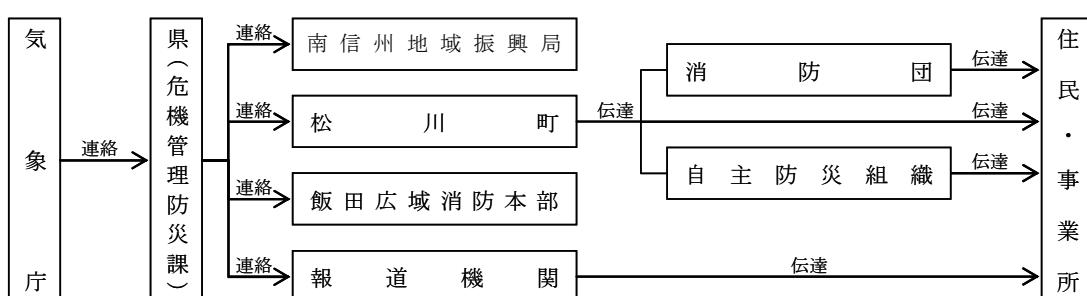
#### 1 東海地震に関する情報等の受理・伝達・周知

##### (1) 東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

県防災行政無線によって県から通知される、東海地震に関する情報の受理について、地震災害警戒本部設置前の勤務時間内は、総務課が行うものとし、勤務時間外は、日直及び宿直担当職員が行うものとする。地震災害警戒本部設置後においては、地震災害警戒本部において受理する。

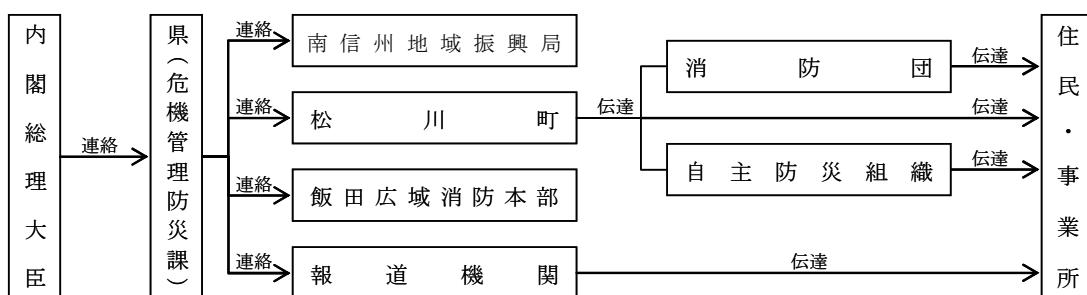
ア 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報伝達系統図

東海地震に関する情報等 伝達系統図



イ 警戒宣言伝達系統図

警戒宣言 伝達系統図



##### (2) 伝達手段

###### ア 地震防災信号

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表されたときは町防災行政無線固定系等で広報を、警戒宣言が発令されたことを受理したときは、直ちに地震防災信号（サイレン、警鐘）を用いて住民等に伝達する。

(ア) サイレン（約45秒吹鳴、約15秒休止を繰り返す。）

(イ) 警鐘（5点連打を繰り返す。）

###### イ 住民等への伝達手段

(ア) 町防災行政無線固定系

(イ) ケーブルテレビ

(ウ) 広報車（消防団消防車を含む。）

(エ) 報道機関（テレビ・ラジオ・新聞・インターネット）

ウ 指定地方公共機関に対する伝達

警戒本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ、業務用無線機等で各機関へ伝達する。

エ 職員に対する伝達

(ア) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、防災信号などから有効な手段を用いるものとする。

(イ) 職員は、東海地震注意情報以降、上記イの手段等から住民等へ伝達される情報に注意し、各任務にあたる。

## 2 地震防災に関する情報の収集

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき主な情報について定める。

### (1) 収集する情報

東海地震に関する情報発表における収集先と内容については、次表のとおりとする。

東海地震に関する情報発表時における情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容	収集担当
□ 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関	□ 東海地震に関する情報 □ 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 □ 警戒宣言・警戒解除宣言 □ 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止	地震災害警戒本部事務局
□ 2) 長野地方気象台	□ 気象情報	
□ 3) 地区対応班	□ 住民の状況 □ 避難・収容状況 □ 自主防災組織活動状況 □ 住民の生活、社会・経済活動等の状況	
□ 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	□ 交通規制状況 □ 交通機関の運行及び道路交通の状況	
□ 5) 飯田広域消防本部	□ 地震災害警防本部設置情報 □ 地震災害警防本部活動情報	
□ 6) 飯田警察署	□ 交通規制情報 □ 住民の状況 □ 犯罪発生等の治安状況	
□ 7) 交通機関(東海旅客鉄道株、伊那バス株)	□ 運行・乗客対応状況	
□ 8) 他市町村	□ 応急対策実施状況	
□ 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院	□ 救護班の編成準備・待機状況 □ 医薬品、医療資機材確保状況 □ 輸血用血液等確保状況 □ 重症入院患者対応状況 □ 外来受付医療機関の状況	町民部
□ 10) 給水・水道施設	□ 応急給水体制準備状況 □ 上・下水道施設応急対策実施状況	環境水道部
□ 11) 流通業者	□ 食料・生活必需品の在庫調達可能量 □ デパート・スーパーの営業情報	総務部 町民部
□ 12) (公社)長野県トラック協会 緊急輸送関連	□ ヘリポート準備状況 □ 車両確保準備状況	総務部

情報収集先	情報の内容	収集担当
□13) 教育委員会	□ 児童生徒引渡し状況 □ 住民の避難状況	教育部
□14) 社会福祉施設	□ 避難実施状況	町民部
□15) 各班共通	□ 各班の応急対策実施状況	各部
□16) 中部電力㈱	□ 電気の運営状況	総務部
□17) (一社) 長野県L.P. ガス協会	□ ガスの運営状況	総務部

## (2) 伝達する情報

- ア 東海地震に関連する情報
- イ 避難勧告、避難指示（緊急）又は警戒区域の設定の伝達
- ウ 消防団員の配備命令の伝達
- エ 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等

## 3 県に対する報告等

県地震災害警戒本部への報告は、県防災行政無線等により南信州地域振興局等現地機関を通じて報告するものとする。

その主なものは、以下のとおりである。

- (1) 病院の診療状況、救護班の出動体制
- (2) 金融機関の営業状況
- (3) 避難、救護の状況、旅行者数
- (4) 社会福祉施設の運営状況
- (5) 小・中学校の授業実施状況
- (6) 町の地震防災応急対策の実施状況等

## 4 広報活動

東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施及び被害の軽減を図るため、東海地震注意情報等に対応する住民等への広報活動について定める。

### (1) 広報内容

地震発生前において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。

東海地震注意情報発表以降発表される東海地震関連情報では以下の内容に留意するものとする。

#### ア 東海地震注意情報受理時の広報

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に續いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

#### イ 地震災害警戒本部設置時の広報

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者がとるべき措置

(キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

- (ク) 家庭において実施すべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置

- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項
- (2) 広報手段  
「第2編 第2章 第27節 災害広報活動」による。
- (3) 報道機関との連携
  - ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、総務部広報班長が対応する。
  - イ 警戒本部の記者発表は、本部長、副本部長、総務部長が対応する。
  - ウ 各部、各地区連絡所に関する取材に対しては、原則各部、各地区連絡所の対応とする。

## 5 広聴活動

住民の精神的動搖やニーズを把握するため、住民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安全を図るとともに、防災応急対策に住民の要望等を反映させるものとする。

- (1) 広聴活動の留意事項  
住民の問い合わせ等には、職員一人一人が広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。
- (2) 災害相談窓口の設置
  - ア 住民からの相談・要望などに対応するため、災害相談窓口を役場及び支所等に開設する。また、住民対応専用電話を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。
  - イ 災害相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 20 時までに地震災害警戒本部に報告するものとする。

## 6 防災関係機関が実施する計画

- (1) 【道路管理者】  
報道機関、道路情報提供等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。
- (2) 【水道管理者】  
報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

### 「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報 <カラーレベル赤>	<b>【発表基準】</b> 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報 <カラーレベル黄>	<b>【発表基準】</b> 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報（臨時） <カラーレベル青>	<b>【発表基準】</b> 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報（定例） <カラーレベル青>	<b>【発表基準】</b> 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注：各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第4節 広報計画

(実施担当：各部)

### 第1 基本方針

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な意識啓発及び広報を推進するものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 町職員に対する教育

地震防災応急対策に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災意識の啓発を行うものとする。

防災意識の教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

#### 2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する周知をする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、具体的な手法により、実践的な啓発を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

#### 3 児童生徒に対する教育

「第2編 第1章 第30節 防災知識普及計画」により実施

#### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

「第2編 第1章 第30節 防災知識普及計画」により実施

#### 5 自動車運転者に対する教育

「第2編 第1章 第30節 防災知識普及計画」により実施

## 6 相談窓口

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第5節 避難活動

(実施担当：地震災害警戒本部事務局・町民部・教育部)

### 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、的確迅速な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や、外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難勧告・避難指示（緊急）の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒步を原則とする。ただし、徒步による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 避難勧告又は指示（緊急）

##### （1）【町の措置】

ア 避難対象地区は、概ね次の基準によりあらかじめ町長が定める地域とする。

（ア）がけ地、山崩れ崩落危険地区

（イ）崩壊危険のある、ため池等の下流地区

（ウ）その他町長が危険と認める地域

イ 避難対象地区的住民等に広報車、防災行政無線、CATV等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難経路及び避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられたとき、町長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示（緊急）を行い、必要と認められる地域に、危険防止のための警戒区域を設定するものとする。

また、町長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

（ア）防災用具、非常持出品及び食料の準備

（イ）避難路の把握及び避難誘導の際の携行品制限

（ウ）避難場所の点検及び収容準備

（エ）収容者の安全管理

（オ）負傷者の救護準備

（カ）避難行動要支援者の避難救護

##### （2）【住民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区的住民等は、町の避難指示（緊急）に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

ア 避難時の注意事項

（ア）火の始末を行う。

（イ）ガスの元栓を閉める。

（ウ）電気のブレーカーを切る。

（エ）家の戸締りをする。

（オ）携行品（貴重品、食料、衣料、ラジオ、日用品等）は必要に応じ最小限度とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。

- (カ) 防災頭巾又はヘルメット等で頭部を保護し、履きなれた丈夫な靴等、行動しやすい安全な服装で避難する。
- (キ) 近隣同士で声を掛け合い、できるだけ集団で移動する。
- (ク) 消防職員、消防団員、警察官、町の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

## 2 車両による避難

### 【町が実施する措置】

- (1) 町は、警察本部、危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離が概ね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、飯田警察署と調整しておくものとする。
- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。
- (5) 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。
- (6) 車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心がけるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

## 3 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、必要に応じて町指定の要配慮者避難所への屋内避難の対象とする。
- (2) 町は、指針に従い、公立小・中・高校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずるものとする。

## 4 要配慮者利用施設における避難対策

### (1) 【町が実施する措置】

町は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、次の事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ア 警戒宣言が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等含む。）
- イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な方法、使用車両等
- ウ 東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

### (2) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する措置】

要配慮者利用施設の管理者は、町と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿泊者等の有無等に応じて次の事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者、入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ア 夜間・休日を含めた連絡体制
- イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等

## ウ 利用者、入所者等の態様に応じた避難先

### 5 避難活動

#### (1) 【町が実施する措置】

- ア 町は、避難の状況、避難地の配置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- イ 避難地の設置及び運営については、次により行うものとする。
  - (ア) 避難所の生活が円滑に行われるよう、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。
  - また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
- (イ) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示（緊急）を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で居住する場所を確保できない者とする。
  - なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
- (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
- (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
- (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て町が行うが、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (カ) 避難所には、運営のため必要な町職員を派遣するとともに、必要により安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

#### (2) 【住民が実施する措置】

住民及び自主防災組織は、指定緊急避難場所及び避難所等の運営に関し町に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。

#### (3) 避難場所の指定

東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の避難場所は、原則として指定緊急避難場所とするが、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活が行えるものとする。

「指定緊急避難場所」・・・土砂災害や火災による輻射熱・延焼等から地域及び避難施設の安全が確保されるまでの間、避難する空地

「指定避難所」・・・指定緊急避難場所に危険が及ぶ場合や雨天時等に、地域及び建物の安全が確認されるまでの間、収容すると同時に家屋等が被災した者を収容し、継続して避難を行う施設

「福祉避難所」・・・長期の避難生活を強いられる場合、要配慮者等で一般の避難施設での生活が困難な被災者を収容する施設

# 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

(実施担当：総務部・町民部・環境水道部)

## 第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及び斡旋等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、町は必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 活動の内容

### 1 食料及び生活必需品の確保

#### (1) 【町のとるべき措置】

- ア 緊急避難等で非常持出ができなかった住民等に緊急物資の必要が生じたときの物資の調達又は斡旋を行うものとする。
- イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。
- ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請を行うものとする。
- エ 避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。
- また、上記の要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方についてあらかじめ協議しておくものとする。
- オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知するものとする。
- カ 物資拠点の開設準備を行う。

#### (2) 【住民のとるべき措置】

住民は避難対象地区的内外を問わず、平常時から、食料・生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

### 2 飲料水の確保計画

#### (1) 【町のとるべき措置】

- ア 住民への広報
  - 住民に貯水による飲料水、生活用水等の確保及び断水による応急給水に備えボリタンク、バケツ等、受水に必要な容器の点検を広報する。
- イ 応急給水体制の確立
  - 飲料水確保に必要な人員及び車両等を確保し、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全措置
  - 施設等の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 復旧体制の確立
  - 応急復旧に備えて、指定業者及び配管業者等に待機を指示し、応援人員、必要資機材等の確認、確保を行う。
- オ 物資拠点の開設準備を行う。

#### (2) 【住民のとるべき措置】

- ア 貯水
  - ボリタンク、浴槽等へ飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。
- イ 受水準備
  - 応急給水が実施された場合に備え、給水を受けるのに必要な容器等の点検を行う。

## 第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

(実施担当：町民部・環境水道部)

### 第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 医療救護体制の確立

##### (1) 【町及び医療機関等がとるべき措置】

###### ア 救護班の編成待機

町は、必要に応じて、速やかに災害派遣医療チームの出動準備を下伊那赤十字病院及び飯伊地区包括医療協議会等に要請する。

各医療機関は、医療救護計画に基づいて災害派遣医療チームを編成し、待機させる。

###### イ 医療救護用資機材の確保等

町は、救護所の医療救護用資機材、医薬品、衛生材料の点検及び調達確保を行う。

###### ウ 負傷者搬送体制の確立

町は、要救護者の受入体制を整えるとともに、搬送準備を行う。また、後方医療機関との連絡調整を行う。

###### エ 住民等への広報

町は、応急救護所及び救護病院の開設準備情報等について住民等への周知を図るものとする。

##### (2) 【住民がとるべき措置】

医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品等の点検、準備を行う。

#### 2 保健衛生対策

##### (1) 【町のとるべき措置】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

##### (2) 【住民のとるべき措置】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

## 第8節 児童生徒等の保護活動計画

(実施担当：教育部)

### 第1 基本方針

警戒宣言発令は授業中に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

### 第2 活動の内容

#### 【町（教育委員会）のとるべき措置】

警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校の行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- 1 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教員が引率して集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- 2 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、町が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- 3 保護にあたっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、地震災害警戒本部及び教育委員会へ報告する。
- 4 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、地震災害警戒本部と協議の上、対策を講ずる。
- 5 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
  - (1) ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
  - (2) 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
  - (3) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

## 第9節 消防・救急救助対策等

(実施担当：町・消防団・消防機関)

### 第1 基本方針

東海地震注意情報・東海地震予知情報等が発表された場合は、消防機関の全機能を集結し、大地震発生に備え事前配備体制を緊急に確立し、住民の生命、財産を保護するため、町、飯田広域消防本部及び消防団が連携して行う事項について定める。

### 第2 活動の内容

#### 1 消防警戒体制

- (1) 消防職員及び消防団員は、東海地震注意情報・東海地震予知情報等により飯田広域消防本部計画に準拠し、所定位置に参集する。
- (2) 飯田広域消防本部は、地震災害警防本部を設置する。その編成運用は、飯田広域消防本部計画により実施する。

#### 2 主な活動事項

##### (1) 【町のとるべき措置】

- ア 消防団と協力し、消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- イ 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- ウ 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。
- エ 火災発生の防止、初期消火活動について住民等へ広報を行う。
- オ 自主防災組織等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- カ 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、地区防災拠点施設等の資機材等の確認を行う。

##### (2) 【消防団のとるべき措置】

- ア 東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたことを知ったときは、伝達を待たず、速やかに分団車庫、詰所に参集し、資機材等の確認を行う。
- イ 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- ウ 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- エ 火災発生の防止、初期消火活動について住民等へ広報を行う。

##### (3) 【警防本部のとるべき措置】

###### ア 地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報

地震災害警防本部と地震災害警戒本部は相互に連携し、地震予知情報等の収集に努めるとともに、速やかに全域に情報の伝達を行い、自主防災体制の確立を促すとともに、火災発生の防止、初期消火活動の広報を繰り返し行う。

###### イ 消防職員の事前配置

地震予知情報等により、地震による出火延焼拡大阻止及び重要避難路確保のため、あらかじめ定めた消防職員を派遣する。

###### ウ 消防及び救急資機材を確保する。

###### エ 迅速な救急救助のための体制を確保する。

# 第10節 防災関係機関の講ずる対策

(実施担当：防災関係機関)

## 第1 基本方針

東海地震に関する調査情報(臨時)が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

## 第2 活動の内容

### 1 電気（中部電力㈱）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡回点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、的確迅速な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

### 2 通信（東日本電信電話㈱長野支店、㈱N T T ドコモ長野支店、K D D I ㈱、ソフトバンク㈱）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講ずる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置について利用者へ広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害伝言ダイヤル・災害用伝言板・w e b 1 7 1 の運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

### 3 ガス事業者

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

### 4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。  
ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機（A T M）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をい、  
「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

## 5 日本郵便(株)信越支社（大島郵便局、上片桐郵便局、生田郵便局、大島西簡易郵便局）

- (1) 日本郵便(株)（信越支社）に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 日本郵便(株)信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行うものとする。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行うものとする。

## 第 11 節　自主防災活動計画

(実施担当：地震災害警戒本部事務局・町民部・各自主防災組織)

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身の手で守るために、各自主防災組織及び住民等が自主的に行う活動について定める。

### 1　自主防災組織の活動拠点の設置

避難所等に自主防災組織ごとに活動拠点を設営する。

### 2　自主防災組織の情報の収集・伝達

- (1) 自主防災組織は、東海地震注意情報、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 住民は、東海地震に関する情報をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 自主防災組織は、必要に応じて室外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

### 3　自主防災組織の防災用資機材等の配備・活用

- (1) 消火器、可搬型消防ポンプ等初期消火用資機材の点検と準備を行う。
- (2) 各地区内に保管中の防災用資機材等を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

### 4　家庭内対策の徹底

自主防災組織は、次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

- (1) 家具の転倒防止  
家具類の固定状況を確認する。
- (2) 落下等防止  
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を実施する。
- (3) 出火防止  
出火の危険性のある物の除去、消火器の確認、水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
- (4) 備蓄食料・飲料水の確認  
備蓄食料及び飲料水を確認する。

### 5　避難活動

#### (1) 自主防災組織の避難行動

- ア　避難対象地区的住民に対して、町長の避難勧告又は避難指示（緊急）を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地等へ避難を行う。避難状況を確認するとともに、その状況を地震災害警戒本部に報告する。
- イ　要配慮者等で避難の困難な者については、避難場所まで搬送する等支援を行う。
- ウ　家屋の耐震強度が不十分な場合等、地震による被害が予想される場合は、最寄りの避難地及び付近の安全な空地等への避難を勧める。
- エ　山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられたときに避難勧告・避難指示（緊急）の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するために車両を活用することをあらかじめ町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難する。

#### (2) 避難所の運営

避難所の運営については、「第 2 編 第 2 章 第 12 節　避難収容及び情報提供活動」によるものとする。東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の主な措置は以下のものとする。

- ア　屋外の避難生活に必要なテント、ビニールシート等を準備する。
- イ　応急手当に用いる医薬品等、救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材を準備する。

ウ 東海地震予知情報（警戒宣言）発表期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、地震災害警戒本部等と連携し、その確保に努める。

## 6 社会秩序の維持

### （1）正確な情報収集

住民は、ラジオ、テレビ、防災行政無線固定系（戸別受信機）、有線放送等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

### （2）社会混乱の回避

自主防災組織は、生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

# 第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止対策

（実施担当：町民部・産業観光部）

## 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や売り惜しみ・買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

## 第2 活動の内容

### 1 【町のとるべき措置】

- (1) 売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 町内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

### 2 【住民のとるべき措置】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

## 第13節 交通対策

(実施担当：建設部・飯田警察署・東海旅客鉄道(株)・伊那バス(株))

### 第1 基本方針

警戒宣言時において、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難及び緊急輸送を確保するため、次の交通の規制等を実施するものとする。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客については、関係事業者と連携した対策を実施するものとする。

なお、県、公安委員会、町は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 道路

##### (1) 【町のとるべき措置】

- ア 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- イ 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

##### (2) 【運転者のとるべき措置】

- ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままで、窓を閉め、ドアはロックをせずに徒歩で避難する。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

##### (3) 交通規制措置等

###### ア 基本方針

(ア) 町内での一般車両の走行は、極力抑制する。

(イ) 町内への一般車両の流入は、極力制限する。

(ウ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

(エ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

###### イ 交通規制箇所

避難路及び緊急輸送路については、各交差点において規制する。

###### ウ 交通規制実施

交通規制は、警戒宣言発令後、速やかに実施するものとする。

###### (ア) 交通規制標示等の設置

交通規制を実施するときは、大震法施行令第11条に定められた標示等を設置するものとする。

ただし緊急を要し、標示等を設置することが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行うものとする。

#### 2 鉄道

##### (1) 【町のとるべき措置】

町は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。

##### (2) 【鉄道事業者のとるべき措置（東海旅客鉄道(株)飯田支店）】

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
- (イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
- a 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
  - b 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。
- イ 警戒宣言発令時の対応
- (ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた方法及び内容により、列車の運行状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
- (ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
- a 強化地域内への進入を禁止する。
  - b 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
  - c 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

### 3 バス（伊那バス㈱、コミュニティバス）

- (1) 主要バスターミナル、営業所、集合所及び車内等の旅客等に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客等に避難地を教示する。児童生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

# 第 14 節 緊急輸送対策

(実施担当：総務部・建設部)

## 第 1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

## 第 2 活動の内容

### 1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

### 2 緊急輸送の原則

- (1) 東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資、また、緊急の処置を要する患者について行う。
- (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
- (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (4) 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、地震災害警戒本部において調整を行う。輸送の優先順位は原則以下のとおりとする。
  - ア 第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
  - イ 第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送
  - ウ 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

### 3 緊急輸送体制

町は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

#### (1) 緊急通行車両の確認

町及び公共的団体が所有する緊急通行車両の申し出は、車両使用者によりその都度公安委員会（県警察本部）、各警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届けておく制度があるため、各機関はあらかじめ県警察本部に手続きを行うものとする。

- ア 緊急通行車両の申し出は、警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。
- イ 確認は警察署等が行い、所定の標章及び証明書の交付をする。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるため、出動時に警察署等において標章及び証明書と引き換える。
- ウ 緊急通行車両の使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し、証明書を携帯する。

#### (2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示（緊急）に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道・その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの

#### 4 ヘリコプターによる緊急輸送

大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、ヘリポート等の確保を図る。

##### (1) ヘリコプターの出動要請

町は必要に応じて、「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

##### (2) ヘリポート開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県と連絡調整の上町災害対策本部長の指示による。

本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握する。

##### (3) ヘリポート開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、次のように行う。

###### ア 地表面の条件

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) やむを得ず、グラウンド等未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻きあがらないように処置する。また、乾燥しているときは十分に散水する。
- (ウ) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであること。

###### イ 着陸点の表示

着陸点には、基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるように吹き流し（又は旗）を掲揚もしくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

###### ウ その他の留意事項

- (ア) 離発着時は、風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと。
- (イ) 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
- (ウ) 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- (エ) 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講ずること。

# 第15節 他の機関に対する応援の要請

(実施担当：地震災害警戒本部事務局)

## 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

町が防災応急対策上の必要に応じて締結している協定は、資料編に記載。

## 第2 活動の内容

### 1 他市町村長への応援要請

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村長に対し応援を求めることができる。

### 2 知事への応援要請

町長は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

### 3 応援協定締結団体等への応援要請

町長は、必要と認めるときは、上記1に掲げる応援協定のうち最も当該必要状況に適した締結先に応援を要請する。

### 4 自衛隊の地震防災派遣要請

町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

### 5 受入体制の確保

町は、地震が発生し、他の市町村等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を整えるよう努めるものとする。

### 6 費用の負担

他の市町村等から応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

# 第16節 町が管理する施設等の対策

(実施担当：各部)

## 第1 基本方針

地震発生時に被害軽減及び円滑な応急対策の実施を図るため、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発表時に町が管理する施設等について実施する主な事項について定める。なお、各班は「第2章 災害応急対策計画」に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期すものとする。

## 第2 活動の内容

### 1 各部が共通して実施する事項

- (1) 東海地震関連情報の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織体制の確立
- (3) 避難誘導等安全確保のための措置
- (4) 消防・水防等の事前措置
- (5) 施設利用者・所属職員等に対する応急救護体制の確立
- (6) 施設、設備の整備及び点検

### 2 施設の特性に応じた主な実施事項

- (1) 町庁舎
  - ア 自家発電装置、可搬型発電機等による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 警戒本部に必要な資機材及び緊急車両等の確保
  - エ 火気器具の点検
  - オ 消火及び防火設備・器具の点検・準備
  - カ 施設内備品の転倒及び落下防止措置
- (2) 水道
  - ア 自家発電装置、可搬型発電機等による非常用電源の確保
  - イ 配水池等の貯水量の確認
  - ウ 主要施設のバルブ調整及び配管の点検
  - エ 応急給水を実施するための人員・車両等確保の措置
- (3) 道路
  - ア 緊急輸送路確保、道路啓開に必要な資機材、人員の把握、出動体制の確立
  - イ 避難に支障をきたす障害物の除去
  - ウ 橋梁、法面等の危険箇所の点検及び安全措置
- (4) 学校、保育園
  - ア 当該学校等が町の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
  - イ 当該学校等に保護を必要とする児童・生徒がいる場合の保護の措置
- (5) 社会福祉施設
  - ア 重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (6) 急傾斜地等
  - ア 住民への危険箇所等への警戒呼びかけ
  - イ 必要に応じて安全な場所に速やかな警戒避難が可能な体制の確立
- (7) 河川施設及びため池等
  - ア 管理施設等の非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
  - イ 必要に応じてため池から放水、用水路の断水又は減水の措置
  - ウ 必要に応じて安全な場所に速やかな警戒避難が可能な体制の確立
- (8) 廃棄物処理施設等
  - ア 処理設備の点検及び安全措置
  - イ 災害廃棄物の応急集積場所の確保及び収集運搬計画の策定

## 第 17 節 事業所等対策計画

(実施担当：総務部・産業観光部)

### 第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業(大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの)の管理者、又は運営者(以下「事業所等」という。)は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置をとるものとする。

### 第 2 活動の内容

#### 1 【事業所等が実施する計画】

##### (1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立するものとする。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置をとるものとする。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施するものとする。

##### (2) 応急保安措置の実施

- 地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整えるものとする。
- ア 火気使用を自粛するものとする。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施するものとする。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備えるものとする。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急計画に基づいて、直ちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うものとする。

#### 2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置をとった後は、保安要員を残し避難を開始する。

この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒步又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置をとっておくものとする。

## 第18節 その他の計画

(実施担当：各部)

### 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、「第3編 第1章 第1節 地震に強いまちづくり」及び「第2編 第1章 第7節 消防・水防活動計画」による。

### 2 大規模な地震に係る防災訓練

大規模な地震に係る防災訓練については、「第2編 第1章 第31節 防災訓練計画」による。

### 3 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画については、「第3編 第1章 第30節 防災知識普及計画」による。

# 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

---

## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に關し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### （1）物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請ができる。

#### （2）人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

#### （3）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

### 2 他機関に対する応援要請

（1）町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は資料編のとおり。

（2）町は必要があるときは、（1）に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 3 帰宅困難者への対応

（1）町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。

（2）帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 避難勧告等の発令基準

地域住民に対する避難勧告等の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難勧告等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき 2 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき
避難勧告又は避難指示（緊急）	1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき 2 強い地震（震度5強以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき 3 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき

### 第2 避難対策等

- 1 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
  - (1) 地域の範囲
  - (2) 想定される危険の範囲
  - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
  - (4) 避難場所に至る経路
  - (5) 避難勧告等の伝達方法
  - (6) 避難施設にある設備、物資等及び避難施設において行われる救護の措置等
  - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 2 町が、避難施設の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難施設との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
- 3 町は、避難施設を開設した場合に、当該避難施設に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難勧告等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の避難指示（緊急）に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
  - (2) 町長より避難勧等が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

- ア 消防職団、自主防災組織等との連携に努めること
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

## 6 避難施設における救護上の留意事項

- (1) 町が避難施設において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
  - ア 収容施設への収容
  - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
  - ウ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
  - ア 流通在庫の引渡し等の要請
  - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
  - ウ その他必要な措置
- (3) 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

## 第3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第2編 第1章 第16節 危険物施設等災害予防計画」、「第2編 第1章 第17節 電気施設災害予防計画」、「第2編 第1章 第18節 上水道施設災害予防計画」、「第2編 第1章 第20節 通信・放送施設災害予防計画」によるものとする。

## 第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
    - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
    - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
    - ウ 出火防止措置
    - エ 水、食料等の備蓄
    - オ 消防用設備の点検、整備
    - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
  - (2) 個別事項
    - ア 診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
    - イ 学校等にあっては、
      - (ア) 避難の安全に関する措置
      - (イ) 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
    - ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 町は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
  - また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
  - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

- イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難施設又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難施設又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 第5 過速な救助

### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

### 3 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
  - (1) 町防災行政無線
  - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

## 第5節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような内容により具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員収集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する防災知識の普及計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

### 1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次に留意したもの
  - ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。
  - イ ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくとも長期にわたり供給が途絶することが考えられること。
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (8) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (10) 家庭及び地域内での地震防災対策の内容

### 2 地域住民等に対する教育

住民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主防災意識を普及させるため、町は、県及び関係機関と協力して、インターネット、ホームページ等の活用を含めて、防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次に留意したもの
  - ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。
  - イ ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくとも長期にわたり供給が途絶することが考えられること。
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (7) 正確な情報入手の方法
- (8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (9) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- (10) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 平素住民が実施し得る応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 学校教育に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的事項等を理解し、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を図る。

また、学校教育を通じて教職員及び生徒への防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 地震に関する一般的な知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識

### 4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

1に準ずる。

### 5 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を総務課内に設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。